

令和3年（ネ）第348号 九州電力玄海原子力発電所運転差止、玄海原子力発電所
3号機運転差止請求控訴事件

控訴人 石丸ハツミ 外

被控訴人 九州電力株式会社

控訴審準備書面2
(避難計画)

令和4年11月2日

福岡高等裁判所 第3民事部 御中

被控訴人訴訟代理人弁護士	山	内	喜	明		
同	永	原		豪		
同	熊	谷	善	昭		
同	家	永	由	佳	里	
同	恩	穂	井	達	也	
同	池	田	早	織		
同	渡	邊	洋	祐		
同	江	口	元	希		

目 次

第 1	はじめに	4
第 2	原子力災害対策に係る我が国の法制度と避難計画	5
1	原子力災害対策に係る法制度	5
2	原子力災害対策に関する国、地方自治体及び原子力事業者の責務	6
	(1) 国の責務	6
	(2) 地方自治体の責務	7
	(3) 原子力事業者の責務	8
3	玄海地域の緊急時対応について	9
4	緊急時対応の改善・充実に向けた取り組み	10
	(1) 玄海地域の緊急時対応の改定	10
	(2) 原子力防災訓練の実施	11
	(3) 避難計画の充実に向けた被控訴人の取り組み	11
第 3	控訴人らの主張に対する反論	12
1	半径 30km 圏外の防護措置	12
2	控訴人ら準備書面 (2) 各論 1 (避難準備について) への反論	17
	(1) 情報伝達体制	17
	(2) 安定ヨウ素剤配布体制	18
3	控訴人ら準備書面 (2) 各論 2 (屋内退避) への反論	20
	(1) 屋内退避の有効性	20
4	控訴人ら準備書面 (2) 各論 3 (避難経路) への反論	23
	(1) 道路通行不能時の対策	23
	(2) 交通・燃料供給対策	25
5	控訴人ら準備書面 (2) 各論 4 (避難の現実的問題) への反論	26
	(1) 段階的避難を含む避難計画の円滑な実施体制	26
	(2) 避難先が被災した場合を想定した対策	28
	(3) 避難退域時検査の実施体制	29

(4) 避難行動要支援者・児童等への対応	30
6 控訴人ら準備書面 (2) 受入先・救援者側の問題への反論	34
(1) 避難先が受入れ困難となった場合の対策	34
7 控訴人ら準備書面 (4) 感染症流行下での避難に関する主張への反論	35
第4 まとめ	37

第1 はじめに

控訴人らは、控訴人ら準備書面（2）において、本件原子力発電所を対象とした避難計画に不備があり、控訴人らの人格権が侵害される具体的危険性がある旨主張する。また、控訴人ら準備書面（4）において、感染症の状況下では避難受入れの体制が整っていない等主張する。

しかしながら、本件のような人格権に基づく妨害予防請求権を根拠とする民事上の差止請求が認められるためには、人格権の侵害される具体的危険性が存在することが必要であるところ、これまで述べてきたとおり、本件原子力発電所は、自然的・社会的立地条件に十分配慮したうえで設計・建設を行い、万が一事故が発生した場合にも放射性物質が周辺環境に異常に放出されることのないよう安全確保対策を講じており、控訴人らの人格権を侵害するような具体的危険性が生ずることは考えられない。控訴人らの主張は、放射性物質の異常放出を伴う重大事故等が発生する蓋然性を示すことなく、無条件に放射性物質の異常放出が生じるとの前提を置くものであり、明らかに不合理¹である。

この点を措くとしても、原子力災害対策は、我が国の法制度に基づき、国、地方自治体及び原子力事業者の責務が定められているところ、本件原子力発電所を対象とした緊急時対応については、関係する地方自治体により避難計画を含む防災の計画が定められており、これらを取りまとめた「玄海地域の緊急時対応」は、国の原子力防災会議において、具体的かつ合理的なものとして了承されている。もっとも、安全や防災の追求は不断におこなうべきものであり、玄海地域の緊急時対応も防災訓練の結果等を踏まえ、一層の具体化・充実が図られていくものであることを踏まえれば、現時点で、仮に避難計画に改善点があったとしても、それによって直ちに避難計画に実効性がないという帰結が導

¹本件と同様に本件原子力発電所の運転差止の是非が争われた保全事件において、福岡高等裁判所は、「避難計画の合理性、実効性が求められることになるとしても、人格権に基づく妨害予防請求としての本件各原子炉施設の運転の差止請求の当否を判断するに際し、…過酷事故が発生し、抗告人らの人格的侵害の危険性が存在していることを当然に推認、擬制することまでが求められるものではない」と判示している。【乙 243】

かれるものではない。

本準備書面では、既に被控訴人が控訴審準備書面1で述べた内容も含め、「第2」において、我が国の法制度に基づき国や地方自治体により避難計画を含む防災の計画が策定されるとともに、避難計画の一層の充実に向けた取り組みが行われていることを述べ、「第3」において、控訴人ら準備書面(2)及び(4)の主張に対して、必要な範囲で反論する。

なお、本書面における略語等は、被控訴人の控訴審準備書面1の例による。

第2 原子力災害対策に係る我が国の法制度と避難計画

1 原子力災害対策に係る法制度

原子力災害対策に係る事項については、原子炉等規制法に基づく原子炉の設置、運転等に係る原子力事業者への規制とは別に、「災害」の一形態として、災害対策基本法(以下、「災対法」という。)と原子力災害対策特別措置法(以下、「原災法」という。)によって措置されている。

災対法は、「国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害²から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資すること」を目的としている(災対法1条)。

原災法は、「原子力災害³の特殊性にかんがみ、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部

² 災対法における「災害」は原子力防災を含む災害とされている(災対法2条1号、災対法施行令1条)

³ 原災法における「原子力災害」は原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいい(原災法2条1号)、「原子力緊急事態」とは、原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態をいうものとされている(原災法2条2号)

の設置等並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、原子炉等規制法、災対法その他原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護すること」を目的とする（原災法1条）。

これらの法のもと、「災害」の一形態としての「原子力災害」に対し、国、地方自治体、原子力事業者等が防災計画の策定を始め、それぞれの責務を果たすこととされている。

2 原子力災害対策に関する国、地方自治体及び原子力事業者の責務

原災法は、原子力災害対策に関する国、地方自治体、原子力事業者の責務を定め、国、地方自治体、原子力事業者は、それぞれの責務に応じて原子力災害対策を実施している。

(1) 国の責務

国は、「国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する」（災対法3条1項）とされ、「原子力災害対策本部の設置、地方公共団体への必要な指示その他緊急事態応急対策の実施のために必要な措置並びに原子力災害予防対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずる」（原災法4条1項）こととされている。内閣府に設置される中央防災会議は、防災に関する総合的かつ長期的な計画や防災業務計画及び地域防災計画⁴において重点をおくべき事項等を定める防

⁴ 地域防災計画とは、災対法等に基づき、各自治体が作成する計画。原子力災害対策としては「地域防災計画（原子力災害対策編）」により、原子力災害の予防、応急対策等に関する内容が盛り込まれており、例えば、重点区域の範囲、情報の収集・連絡体制等の整備、避難に関する内容が記載されている。（なお、原子力防災における「避難計画」は「地域防災計画（原子力災害対策編）」等に基づいて定められる計画であり、避難方法や避難経路等に関して記載されている）

災基本計画⁵を作成することとされている（災対法 11 条、34 条、35 条）。また、専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が、原子力事業者、国の各機関、地方自治体等による原子力災害対策の円滑な実施を確保するための指針（原子力災害対策指針）を定めることとされている（原災法 6 条の 2）。

（2）地方自治体の責務

地方自治体は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方自治体の協力を得て、地域に係る防災に関する計画（地域防災計画）を作成し、法令に基づきこれを実施するなどの責務を有するとされている（災対法 4 条 1 項、5 条 1 項）。また、原災法又は関係法令の規定に基づき、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災対法に定める責務を遂行しなければならない（原災法 5 条）と定められている。

そして、都道府県防災会議及び市町村防災会議は、防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づく地域防災計画をそれぞれ作成することとされており（原災法 28 条、災対法 14 条、16 条、40 条、42 条）、この地域防災計画として、PAZ⁶及び UPZ⁷圏内の住民の避難の基本フレームとなる都道

⁵ 我が国の災害対策の根幹をなすものであり、防災分野の最上位計画として、防災体制の確立、防災事業の促進、災害復興の迅速適切化、防災に関する科学技術及び研究の振興、防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項について、基本的な方針を示す。

⁶ PAZ：Precautionary Action Zone（予防的防護措置を準備する区域）の略。予防的防護措置を準備する区域とは、急速に進展する事故を考慮し、重篤な確定的影響（一定の放射線量以上でなければ医学的に検知できないとされている影響）等を回避するため、緊急事態区分に基づき、直ちに避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置（避難等）を準備する区域であり、発電用原子炉では、施設からおおむね半径 5 km の区域をいう。【乙 295（54 頁）】。

⁷ UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone（緊急防護措置を準備する区域）の略。国際基準等に従って、確率的影響（放射線の量に比例して発生する確率が高くなると考えられている影響）のリスクを最小限に抑えるため、環境モニタリング等の結果を踏まえた運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）、緊急時活動レベル（EAL：

府県の広域避難計画と、市町村の避難計画が作成されている。

(3) 原子力事業者の責務

原子力事業者は、その原子力事業所ごとに、当該原子力事業所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務に関し、原子力事業者防災業務計画を作成しなければならないとされている（原災法7条1項）。被控訴人においても、玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画を作成し、平常時から防災体制を定め、原子力災害対策活動（原子力災害予防対策、緊急事態応急対策、原子力災害事後対策等）を理解し訓練を行うとともに、緊急時には本計画に従い、円滑かつ適切な原子力災害対策活動を遂行することによって、原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図っていくこととしている。

このように、原子力防災の法的枠組みでは、災対法及び原災法の下、国が示す防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、都道府県及び市町村が地域防災計画や避難計画を策定することとされ、原子力事業者は、原子力発電所における災害の発生や拡大の防止と復旧に努めるものとされている。

Emergency Action Level) に基づき、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域であり、発電用原子炉施設では、施設からおおむね半径 30km の区域をいう。【乙 295 (54 頁)】

- 防災基本計画は、災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する計画で、防災業務計画や地域防災計画の基本となるもの
- 指定行政機関・指定公共機関は防災業務計画を、都道府県防災会議・市町村防災会議は地域防災計画を作成

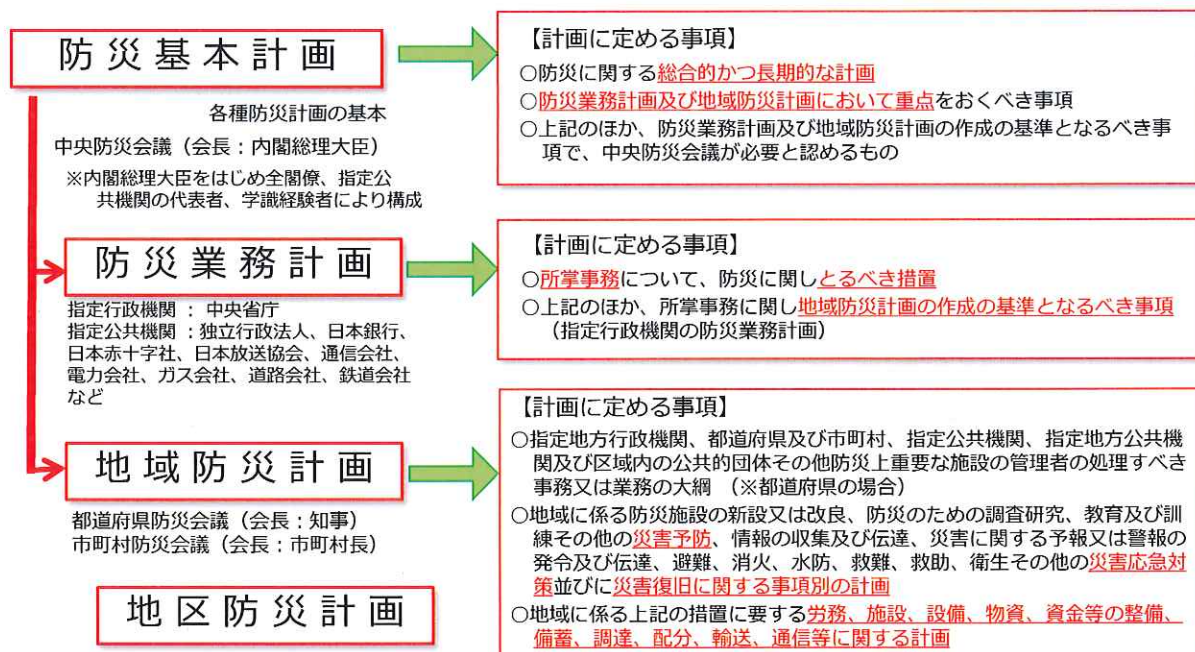


図1 災害対策基本法における防災計画【乙296(12頁)】

3 玄海地域の緊急時対応について

本件原子力発電所を対象とした原子力災害に関する緊急時対応については、本件原子力発電所からおおむね30km圏内の地域を含む佐賀県、長崎県、福岡県で地域防災計画（原子力災害対策編）が定められ、またその関係市町（佐賀県玄海町、唐津市、伊万里市、長崎県松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市、福岡県糸島市の7市1町）で避難計画を含む防災の計画が定められている。

これらの避難計画を含む地方自治体や国等の緊急時における対応は、「玄海地域の緊急時対応」【乙286】として取りまとめられ、平成28年11月22日に開催された玄海地域原子力防災協議会において取りまとめと確認が行われ、同年12月9日に内閣総理大臣を議長とする原子力防災会議において「玄海

地域の緊急時対応⁸は具体的かつ合理的である」との確認結果が了承されている【乙 287 (5頁)】。

4 緊急時対応の改善・充実に向けた取り組み

原子力災害対策指針では、「そもそも防災とは、新たに得られた知見や把握できた実態等を踏まえ、実効性を向上すべく不断の見直しを行うべきものである」とされ、新たな知見の反映や訓練による検証等を積み重ねながら、避難計画の一層の充実に向けた取り組みが行われている。以下に改善の取り組みの概要を述べる（なお、改善の取り組みの詳細については、控訴審準備書面1「第4 2 緊急時対応の改善・充実に向けた取り組み」及び「第4 3 避難計画の充実に向けた取り組み」で述べている）。

(1) 玄海地域の緊急時対応の改定

平成 28 年 11 月 22 日に「玄海地域の緊急時対応」がとりまとめられた後、その実効性の検証等を目的として、平成 29 年 9 月 3 日、4 日に国の原子力総合防災訓練が実施された。その訓練における教訓等を踏まえて、緊急時対応のより一層の具体化・充実化を図るため、平成 31 年 1 月 9 日に「玄海地域の緊急時対応」の 1 回目の改定がなされた【乙 288】。

また、今般の新型コロナウイルスの状況を受け、感染症等の流行下における各種防護措置の具体化を図るため、令和 3 年 7 月 20 日に「玄海地域の緊急時対応」の 2 回目の改定がなされた【乙 289】。

このように、「玄海地域の緊急時対応」については、原子力防災訓練により明らかになった課題や新たな知見について、国、地方自治体などの関係機関による議論が重ねられた上で、改善に向けた取り組みが行われている。

⁸ 「緊急時対応」とは、原子力発電所の所在地域ごとに設置されている「地域原子力防災協議会」において、内閣府を含む関係省庁と関係自治体に参加し、関係自治体の地域防災計画や避難計画を含むその地域の緊急時における対応を取りまとめたもの。

(2) 原子力防災訓練の実施

原子力防災訓練は、防災対策の一層の充実強化を図るための重要な手段であり、原子力防災訓練を通じて、災害発生時の対応体制の検証や防災計画の実効性の確認等がなされ、防災対策の充実強化が図られている。

また、国は、原子力災害発生時の対応体制を検証することを目的として、国、地方自治体、原子力事業者等が合同で実施する原子力総合防災訓練を毎年実施している。本件原子力発電所を対象とした訓練は、「(1) 玄海地域の緊急時対応の改定」で述べたとおり、玄海地域の緊急時対応の実効性の検証も兼ねて実施され、この訓練で得られた教訓は、平成 31 年の玄海地域の緊急時対応の改定に反映されている【乙 290 (1 頁)】。

更に、佐賀県、長崎県及び福岡県は、各県の地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、原子力防災訓練を実施している。これらの訓練では、国、関係地方自治体、消防、警察、自衛隊、海上保安庁、福祉施設及び一般住民等が参加し、被控訴人においても、要員の派遣、資機材の貸与等を行うなど、訓練に参加するとともに、訓練結果の検証等を国や地方自治体と連携を取りながら行っている。

原子力事業者である被控訴人は、原子力防災の機能を有効に発揮できるようにするため、原子力防災訓練を 1 年に 1 回以上実施しており、事故収束のための現場での実動訓練や通報連絡に係る訓練等を実施している。なお、原子力防災訓練の結果は、原子力規制委員会に報告するとともに同委員会の評価・確認を受け、防災対策のより一層の充実・強化が図られている【乙 292】。

(3) 避難計画の充実に向けた被控訴人の取り組み

被控訴人においても、国や地方自治体等と連携を取りながら、玄海地域原子力防災協議会の作業部会に参加するなどして、避難計画の課題等を共有し、原子力事業者における協力・支援の検討等を行っている。

さらに、被控訴人の避難計画のより一層の充実に向けた取り組みとして、

福祉車両の配備や生活物資の支援、避難退域時検査要員の派遣など様々な取り組みを行っている（被控訴人の取り組みの詳細については、控訴審準備書面1「第4 3 避難計画の充実に向けた被控訴人の取り組み」で述べている）。

第3 控訴人らの主張に対する反論

これまで述べたとおり、玄海地域の緊急時対応は、我が国の法制度の下、関係自治体によって実効性のあるものが策定され、原子力防災訓練の実施や、訓練により明らかとなった課題や新たな知見を踏まえた地域防災計画の見直しなど、避難計画の一層の充実に向けた取り組みもなされていることから、控訴人らの避難計画に不備がある等とする主張には理由がない。

以下、控訴人ら準備書面（2）及び（4）での控訴人らの主張に対し、必要な範囲で反論する。

1 半径 30km 圏外の防護措置

控訴人らは、防護措置を講ずるべき範囲として「『30km』の数値が繰り返して引用されるため、30km 圏外に脱出すれば安全であるかのような印象が形成されているように見受けられる」とし、あたかも、防護措置が講じられるのは、原子力施設からおおむね半径 30km 以内に限定されているかのように主張する（控訴人ら準備書面（2）48 頁）。

しかしながら、原子力災害対策指針及び玄海地域の緊急時対応では、おおむね半径 30km 圏外においても、防護措置を講じることとされている。

原子力災害対策指針では、原子力災害対策重点区域（PAZ 及び UPZ；原子力施設からおおむね半径 30km 以内）の設定に関して、「原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばく

の防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定め、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要である。」とされている【乙 295（53 頁）】。つまり、原子力災害対策重点区域とは、原子力災害では事態に応じて臨機応変な対処が必要である一方、住民の被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、あらかじめ重点的に対策を講じるために定められた区域である。

同指針において、PAZ の範囲については、IAEA の国際基準において PAZ の最大半径を原子力施設から 3～5km の間で設定すること（5km を推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径 5km」が目安とされており、また UPZ の範囲については、IAEA の国際基準において UPZ の最大半径は原子力施設から 5～30km の間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径 30km」が目安とされている【乙 295（54 頁）】。さらに、原子力災害は臨機応変な対処が必要であることから、防護措置を講じる範囲は PAZ、UPZ 内に限られておらず、UPZ 外においても屋内退避や一時移転等の防護措置を講じることが示されている【乙 295（17 頁）】。

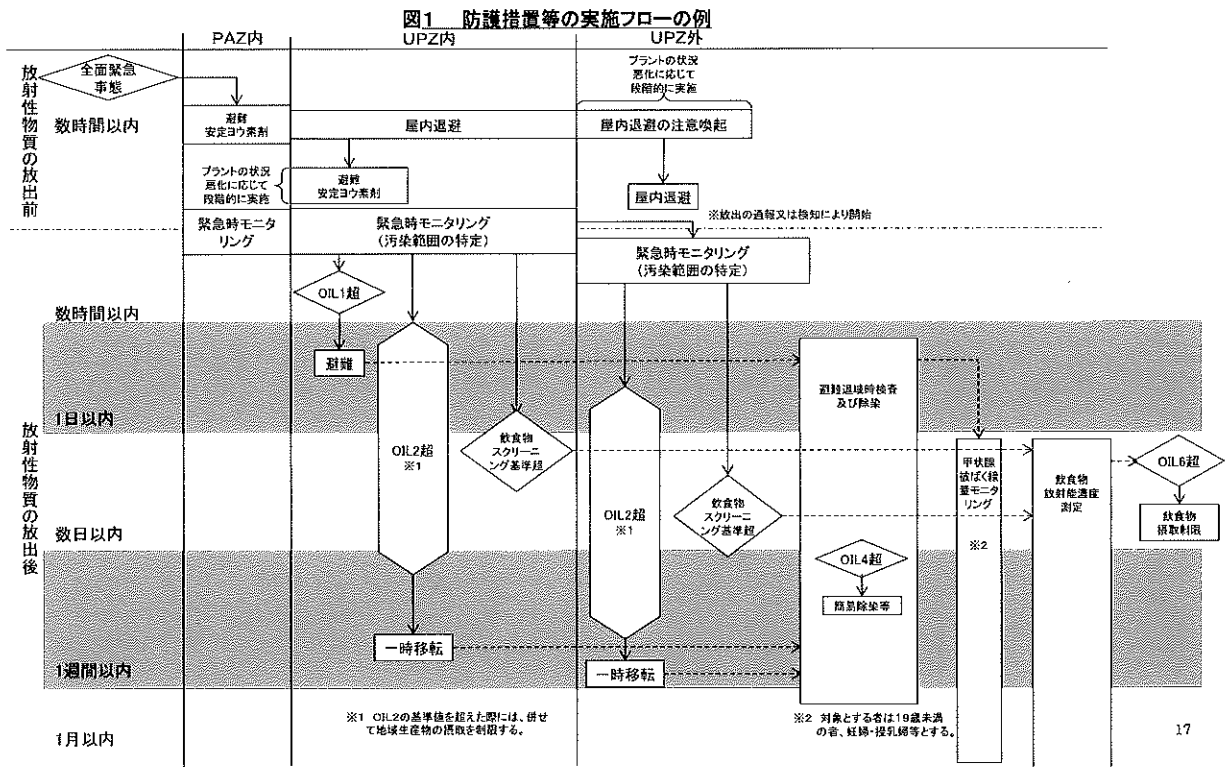


図2 原子力災害対策指針における防護措置等の実施のフロー例【乙295(17頁)】

これを踏まえ、玄海地域の緊急時対応では、緊急事態の初期段階の防護措置として、おおむね半径5～30kmのUPZ内においては、施設敷地緊急事態となった場合は屋内退避の準備を行い、全面緊急事態になった場合は屋内退避を行うとされているところ、おおむね半径30km圏外のUPZ外においても、「UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない」とし、緊急事態の初期段階におけるUPZ外の防護措置を定めている【乙286(11頁)】。

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。

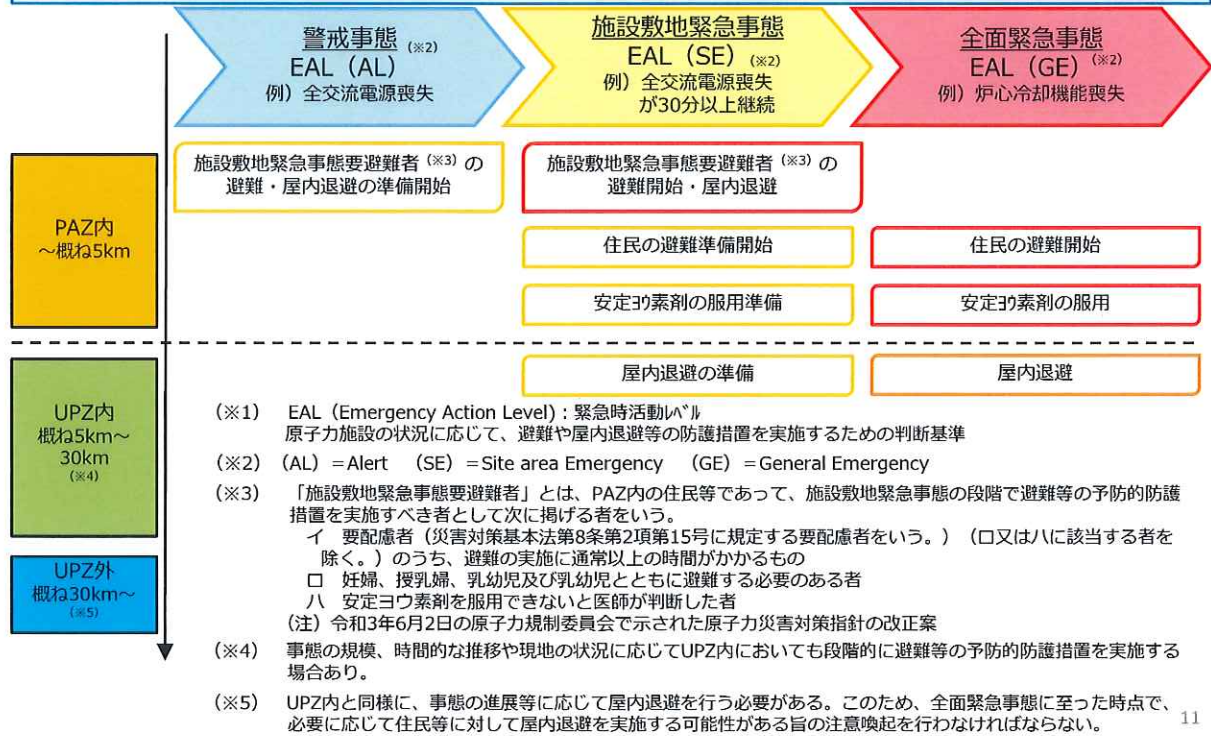


図3 原子力災害対策指針が定める緊急事態の防護措置【乙286(11頁)】

さらに、放射性物質の放出後の防護措置として、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、UPZ内において、放射線モニタリング等の結果により避難や一時移転の防護措置を講じるとされているところ、UPZ外においても、UPZ内と同様の防護措置をとることとされている【乙286(12頁)】。

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。

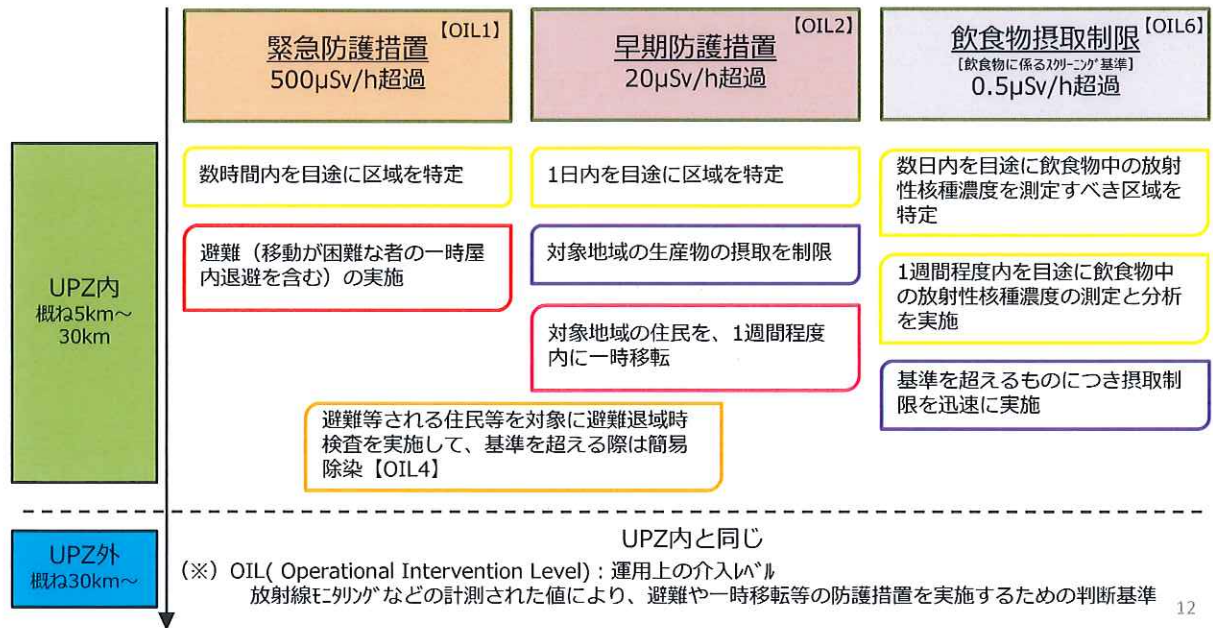


図4 原子力災害対策指針が定める緊急事態の防護措置【乙286(12頁)】

このように、放射性物質の影響が及ぶ範囲は、異常事態の態様、施設の特
性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なり、あらかじ
め正確に予測することは困難であることも踏まえ、おおむね半径30km圏外
のUPZ外においては上記のような必要に応じた防護措置が講じられること
になっている。

以上のように、そもそも原子力災害対策重点区域とは、住民の防護措置を
短時間で効果的に行うことを目的に重点的に対策を講じるために設定された
ものであり、防護措置は、原子力災害対策重点区域内に限ったものではなく、
それより以遠においても必要に応じて講じられることとなっている。控訴人
らの、あたかも30km圏外では防護措置が講じられないかのような主張は、

原子力災害対策重点区域を設定する目的や UPZ 外においても防護措置が講じられることを正解しないものであり、理由がない。

2 控訴人ら準備書面（2） 各論 1（避難準備について）への反論

（1）情報伝達体制

控訴人らは、情報伝達ルートがあいまいである（控訴人ら準備書面（2）55～56 頁）、避難に必要な情報が県・市町村に対して適切に提供されるとは思われない（控訴人ら準備書面（2）56 頁）などと主張する。

しかしながら、原子力災害発生時には原子力事業者から国や自治体への通報連絡体制が整えられ、避難等の防護措置を実施する場合は、原子力災害対策本部から自治体を通じて住民へ情報伝達する体制が整えられている。

原子力事業者から国や地方自治体等関係機関への通報連絡については、被控訴人は、玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画において、原子力災害等が発生した際の通報連絡体制をあらかじめ整備している【乙 297】。具体的には、控訴審準備書面 1（17～19 頁）で詳述したとおりであるが、例えば、原災法 10 条に該当する事象が発生した場合には、所定の通報様式に必要事項を記入し、15 分以内を目途として、内閣総理大臣、原子力規制委員会、佐賀県知事、玄海町長、長崎県知事、福岡県知事その他所定の通報先に、ファクシミリ装置等を用いて一斉に送信するとともに、送信した旨を連絡することとしている【乙 297（2-9 頁）、乙 297（1-5 頁）】。また、これらの通報連絡については、年 1 回以上実施する原子力防災訓練等において、原子力事業者から国や地方自治体等関係機関への通報連絡が確実になされることを確認している【乙 292（11～12 頁）】。

国の原子力災害対策本部から関係自治体への連絡については、住民の避難や屋内退避等の防護措置が必要になった場合は、原子力災害対策本部等から、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町にその内容を TV 会議等を活用し、迅速に情報伝達する。その際、仮に一般回線が通信不全であっても、原子力災害対策用に整備されている TV 会議回線を含む専用通信回線を使用し、さら

に専用回線が不全の場合には衛星回線を使って連絡体制を確保する【乙 286 (17～18 頁)】。

関係自治体から住民への情報伝達については、防災行政無線、CATV、緊急速報メールサービス、広報車等を活用して伝達する。PAZ 内の集合場所 28 か所に派遣される各市町の職員は、防災行政無線や衛星携帯電話等により各市町と連絡を取り合う。また、玄海町及び唐津市は、集合場所を拠点に、自主防災組織や消防団等と協力し、携帯端末や移動系防災行政無線等により各市町と避難者の状況や避難誘導體制等、地区単位のコミュニティを活用した情報共有を行う。観光客等一時滞在者に対しては、防災行政無線、CATV、緊急速報メールサービス、広報車等を活用し、警戒事態の段階で帰宅等の呼びかけを行う【乙 286 (17～19 頁、24 頁)】。

なお、災害発生時に住民からの問合せに対応するため、地方自治体は相談窓口を設置する。国も住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口を設置するとともに、地方自治体の問合せ対応を支援する。被控訴人においても、原子力災害発生時に直ちに相談窓口を設置し、住民からの問合せに対応することとしている【乙 286 (21 頁)】。

以上のように、原子力事業者から国・地方自治体等関係機関への通報連絡体制、国の原子力災害対策本部等から地方自治体への情報伝達体制及び関係自治体から住民への情報伝達体制が整備されており、さらに住民の問合せに対応する窓口も設置されることとなっている。情報伝達ルートがあいまいで、避難に必要な情報が県・市町村に対して適切に提供されとは思われないなどとする控訴人らの主張は、これらの情報伝達体制を正解しないものであり、理由がない。

(2) 安定ヨウ素剤配布体制

控訴人らは、安定ヨウ素剤について、PAZ 圏外では「避難や屋内退避の際に」市町村から配布することになっているとし、例えば屋内退避指示となった場合に服用が必要となれば、各戸に市町村職員が防災車等で配布するのは

実行可能ではない旨主張する（控訴人ら準備書面（2）57頁）。

しかしながら、現在の原子力災害対策指針では、PAZ 外での安定ヨウ素剤の配布及び服用は、「避難又は一時移転と併せて」指示が出されるものとされており、「避難や屋内退避の際に」指示が出されるという控訴人らの主張は、平成 26 年 3 月 1 日一部改正版以前の原子力災害対策指針をもとにした誤認に基づくものである【乙 295（76 頁）】。控訴人らは、「備蓄場所から各戸に防災車等で配布により配布ができる（ママ）ようにすることが望ましい」と解説書には記載されている。」とするが、控訴人らが解説書と呼んでいると思われる「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって（地方公共団体用）」には、平成 25 年 10 月 9 日修正版以前はそのような記載があったものの、現在はそのような記載は削除されており、これもまた誤認である【乙 298（8～9 頁）】。控訴人らの誤認を措くとしても、安定ヨウ素剤の緊急配布については、避難や一時移転の際に、住民の動線を踏まえた上で、集合場所や避難経路上に設けられる緊急配布場所等で配布されることになっており、速やかな緊急配布の体制が整えられている。

安定ヨウ素剤は、UPZ での緊急配布に備え、安定ヨウ素剤備蓄場所（佐賀県 70 か所、長崎県 97 か所、福岡県 5 か所）に安定ヨウ素剤を備蓄しているが、UPZ の避難や一時移転に併せて緊急配布が必要となった場合には、住民の動線を考慮し、集合場所や避難経路上の緊急配布場所や公民館、避難退域時検査場所等（佐賀県 77 か所、長崎県 89 か所、福岡県 44 か所）において対象住民等に緊急配布する【乙 286（145～147 頁）】。

万が一 UPZ 内において安定ヨウ素剤が不足した場合に備え、国は全国を 5 つのブロックに分けて 5 か所の安定ヨウ素剤集積所に安定ヨウ素剤を備蓄しており、九州ブロックの安定ヨウ素剤集積所から緊急配布所へは、24 時間以内に輸送完了する体制を整えている【乙 286（148 頁）】。

安定ヨウ素剤服用の際は、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方自治体が指示を出すことになるが、住民への情報伝

達については、「2（1）情報伝達体制」でも述べたとおり、防災行政無線、CATV、緊急速報メールサービス、広報車等を活用するとともに、自主防災組織や消防団等の地区単位のコミュニティを活用し、服用の指示が確実に住民へ伝達されるようにしている【乙 286（18、24 頁）】。また、安定ヨウ素剤の配布や服用についての理解促進を図るため、佐賀県が県内の避難元市町及び避難先市町全戸に配布し、ホームページでも公開している「原子力防災のてびき」においても、安定ヨウ素剤服用の注意事項や緊急配布場所の一覧表が掲載されている【乙 299（14～15 頁）】

以上のように、控訴人らの屋内退避時に安定ヨウ素剤を各戸に配布するのは実現不可能であるとの主張は、それ自体誤認に基づくものであるが、その点を措くとしても、安定ヨウ素剤の配布については、住民の動線を考慮し、効率的に配布できるよう、集合場所や避難経路上で配布されるとともに、住民への服用の指示に関する情報伝達体制も整えられ、さらには平常時から安定ヨウ素剤に関する事項を、パンフレットに記載して配布するなどし、安定ヨウ素剤についての理解促進が図られており、控訴人らの主張には理由がない。

3 控訴人ら準備書面（2） 各論 2（屋内退避）への反論

（1）屋内退避の有効性

控訴人らは、地震に起因した原子力緊急事態であれば、家屋の倒壊により屋内退避は不可能である、屋内退避の情報が住民へ提供されない、屋内退避を長時間続けると最終的には屋外と同様の被ばくをするなどとし、屋内退避が困難である旨主張する（控訴人ら準備書面（2）57～58 頁）

しかしながら、屋内退避は、放射線による影響を最小限に抑える観点や、時には危険を伴うこともある避難行動のリスクを避けることなどを勘案した上で実施されるものであり、屋内退避を含む避難計画は平常時から住民へ周知されているとともに、屋内退避を指示する際の住民への情報伝達手段が整えられている。さらに、地震による家屋倒壊や屋内退避が長期間にわたる場

合など屋内退避の継続が困難になる場合も想定して避難所等への避難に切り替える対策も整えられている。

原子力規制委員会が示した「原子力災害発生時の防護措置の考え方」では、防護措置の基本的な考え方は、重篤な確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを合理的に達成可能な限り低く保つこととされている⁹。このためには、放射性物質の吸入による内部被ばくをできるだけ低く抑え、施設の近くでは高線量の外部被ばくも避けなければいけないが、一方で、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓から、避難行動には、特に高齢者や傷病者等の要配慮者には、避難によって避けられる放射線影響と比較しても無視できない健康影響をもたらす可能性が高く、避難渋滞やパニックに伴う事故等も考えると、避難行動には常に危険が伴うことを認識すべきとされている。このため、PAZ 圏内では放射性物質が放出される前から予防的に避難することを基本として考えるが、特に高齢者や傷病者等の要配慮者については、避難行動に伴う健康影響を勘案して、近傍の遮へい効果や気密性が高いコンクリート建屋の中で屋内退避を行うことが有効であるとされている。また、UPZ 圏内においては、吸入による内部被ばくのリスクをできる限り低く抑え、避難行動による危険を避けるためにも、まずは屋内退避をとることを基本とすべきとされている。屋内退避の際の防護効果としては、吸入による内部被ばくを、木造家屋においては四分の一程度、気密性の高いコンクリート建屋のような施設においては二十分の一程度に抑えることができるとされている【乙 300 (1頁)】。

このように、屋内退避は、放射線による影響を最小限に抑える観点や、時

⁹ 確定的影響と確率的影響：放射線による健康への影響のうち、脱毛、白内障、皮膚障害等は、これ以上放射線を浴びると症状が現れ、これ未満では症状が現れないという「しきい線量」があるとされ、このしきい線量を持つ影響を確定的影響という。一方、がん、白血病、遺伝性影響等については、しきい線量がないとされる確率的影響といわれており、理論上どんなに低い線量でも影響が発生する確率はゼロとはならない。このため放射線防護では、確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを合理的に達成可能な限り低く保つことが重要とされている。

には危険を伴うこともある避難行動のリスクを避けることなどを勘案した上で有効と考えられている防護措置の手段である。

地震による家屋倒壊等により屋内退避が困難となる場合においては、市町が開設する近隣の指定避難所等への避難を実施することとしている。屋内退避指示が出ている中で余震が発生し、指定避難所等に被害が出て屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から、地震に対する避難行動を最優先することとし、市町が開設する UPZ 内の別の指定避難所等やあらかじめ定められている UPZ 外の避難先へ速やかに避難を行う。屋内退避指示中に避難を実施する際は、国及び佐賀県等は避難経路や避難手段のほか、原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等の情報共有や緊急時の対策についての確認・調整を行う。【乙 286 (83 頁)】

このように、家屋倒壊等により屋内退避が困難となる場合の対策が整えられている。

プルーム¹⁰が断続的に放出されるなど、屋内退避が長期間にわたる場合については、原子力災害対策指針では、「屋内退避の実施に当たっては、プルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、その期間が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流入により被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを行うことになる。特に、住民等が避難すべき区域においてやむを得ず屋内退避をしている場合には、医療品等も含めた支援物資の提供や取り残された人々の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供しなければならない。なお、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成に当たっては、気密性等の条件を満たす建屋の準備、避難に切り替わった際の避難先及び経路の確保等について検討し、平時において住民等へ情報提供しておく必要がある。」とし、屋内退避から避難へ切替えるものとされている

¹⁰ 原子力発電所から放出された気体状又は粒子状の放射性物質を含んだ空気の一団をプルームと呼ぶ。

【乙 295 (75 頁)】。これを踏まえ、玄海地域の緊急時対応では、上述したように、屋内退避が困難になった場合を想定し、その状況に応じて近隣の指定避難所、UPZ 内の別の指定避難所、UPZ 外の避難先への避難を行うこととしており、そのために必要な情報を絶えず住民へ提供できるよう、「2 (1) 情報伝達体制」で述べたように、情報伝達の手段が整えられている。また関係自治体においては、災害時に備えた食料品や常備薬等の備蓄がなされており、不足した場合には各県内自治体間で調整・配布が行われるとともに、各県が民間業者と結ぶ物資の供給に関する協定も活用し、さらに物資が不足した場合にも備えて他の自治体との各種応援協定も整備され、物資の供給に備えている（物資不足に備えた応援協定については、「6 (1) 避難先が受入れ困難となった場合の対策」で詳述する）。

このように、プルームの断続的な放出などで屋内退避が長期間にわたる場合も想定した対策が整えられている。

以上のように、屋内退避は、放射線による影響を最小限に抑える観点や、時には危険を伴うこともある避難行動のリスクを避けることなどを勘案した上で、有効な措置として実施されるものであり、地震による家屋倒壊や、プルームの断続的な放出で屋内退避が長期間にわたる場合など、屋内退避の継続が困難な場合を想定し、近隣の指定避難所や UPZ 外の避難先への避難に切り替える対策が整えられている。したがって、屋内退避は困難で成立しないとする旨の控訴人らの主張は屋内退避の意義や屋内退避が困難となった場合の対策を踏まえないものであり、理由がない。

4 控訴人ら準備書面 (2) 各論 3 (避難経路) への反論

(1) 道路通行不能時の対策

控訴人らは、地震や津波により原子力災害が引き起こされた場合地震や津波により避難経路の一部または全部が利用できない可能性がある旨主張する（控訴人ら準備書面 (2) 53、59 頁）

しかしながら、避難計画においては、地震や津波で道路が損傷し通行不能

となった場合を想定し、その対策が整えられている。

避難開始前の段階において、避難計画で避難経路として定められている道路が自然災害等で使用できない場合には、佐賀県、玄海町及び唐津市は代替経路を設定するとともに、道路管理者等は復旧作業を実施する。直轄国道については、国土交通省九州地方整備局が早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開¹¹、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。

災害発生時には、各管理道路のパトロールを実施し、被害の状況を把握するとともに、道路の被害状況を踏まえ、応急復旧工事を実施する。【乙 286 (37 頁)】

また、道路が通行不能になった場合に限らず、避難車両等の円滑な交通の流れを確保するために、道路渋滞の把握、交通誘導、広報、交通規制等の交通対策が行われることについては、「4 (2) 交通・燃料供給対策」において詳述する。

さらに、緊急時対応を行ううえで地域レベルでの対応が困難な場合には、自然災害等により道路が通行不能となった場合に限らず、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町からの要請により、全国の実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）による支援が行われる。自然災害等により道路が通行不能となった場合には、必要に応じてヘリコプターや船舶による避難支援、人員及び物資の緊急輸送、避難住民の誘導・交通規制（通行不能道路への進入防止）等の支援が行われる。【乙 286 (37、158～162 頁)】

以上のように、地震や津波の自然災害等で道路が通行不能になった場合には、代替避難経路の設定、被害状況の把握、道路の復旧、円滑な交通の流れの確保等の対策が講じられることになっており、さらにこれらの対策が地域レベルでの対応が困難な場合には、全国の実動組織が支援する体制が整えられている。地震や津波による道路が損傷すれば、通行支障や渋滞が生じ、あ

¹¹ 道路啓開：道路の障害物などを取り除いて進行を可能にすること。

たかも避難計画が機能しないかのような控訴人らの主張は、上記のような対策や支援体制を正解しないものであり、理由がない。

(2) 交通・燃料供給対策

控訴人らは、避難時に渋滞が予想される(控訴人ら準備書面(2)59頁)、自動車による避難は避難車両の燃料の制約から不可能である(控訴人ら準備書面(2)60頁)などと主張する。

しかしながら、住民の車両による避難を円滑に行うための交通対策や、燃料が不足した場合を想定した燃料供給体制が整えられ、さらに不測の事態により地域レベルで対応が困難な場合には実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)による幅広い支援が行われることとなっている。

交通対策については、住民の車両による避難を円滑に行うため、道路渋滞の把握、交通誘導、広報、交通規制等の交通対策が講じられる。具体的には、ヘリコプターからの映像をリアルタイムに伝送するシステム等により道路渋滞を把握し、主要交差点等では市町職員、警察官等が交通整理することによって、円滑な避難誘導を行う。交通状況を住民へ周知するために、日本道路交通情報センター道路情報板、避難誘導・交通規制用自動制御板等を活用して交通情報の広報を行うとともに、混雑エリアにおいては、交通誘導や規制、信号機操作等を行い、円滑な交通の流れを確保する。【乙286(53頁)】

燃料の供給については、佐賀県、長崎県、福岡県は、災害時における自動車等の燃料の調達に関する協定を民間企業等とそれぞれ締結し、燃料を確保することとしている【乙286(121~123頁)】。さらに、地方自治体が備蓄する燃料が不足する場合には、地方自治体からの要請により、原子力災害対策本部は経済産業省に燃料調達を要請し、経済産業省は所管する関係業界団体等に調達を要請することで製油所・油槽所等から物資集積拠点(一時集結拠点)等へ燃料の搬送が行われる【乙286(130頁)】。なお、国から災害地域への物資の供給については、燃料に限らず、食料や生活必需品等の物資についても供給の迅速性を高めるために物資集積拠点(一時集結拠点)が設定され、そこ

へ物資が集積される。例えば、佐賀県では、SAGA サンライズパーク、佐賀競馬場、全天候型屋内多目的広場「みゆきドーム」等が物資集結拠点として設定される。物資集積拠点では、地域のニーズ等を踏まえて物資が分別され、最寄りの物資集積拠点から、地域住民の状況を踏まえて物資が供給されることとなっている【乙 286(125～127 頁)】。

このように、各県における燃料確保の体制及び災害が発生した地域に対する全国レベルでの燃料供給の体制が整えられている。

さらに、通行支障などで車両による避難ができない場合や物資の供給に困難が生じた場合なども含めて、不測の事態により地域レベルで対応ができない場合には、関係自治体の要請により、全国の実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）が必要に応じて支援することになっており、避難の援助、人員及び物資の緊急輸送、避難住民の誘導・交通規制、緊急時モニタリング支援等、幅広い支援を行う体制が整えられている【乙 286(44～45、72、158～162 頁)】。

以上のように、住民の車両による避難を円滑にする交通対策が講じられるとともに、燃料が不足した場合を想定した燃料供給体制が整えられ、さらには不測の事態により地域レベルで対応が困難な場合には、実動組織による幅広い支援が行われることになっており、渋滞や燃料不足で車両による避難は困難であるとの控訴人らの主張は、これらの対策を正解しないものであり、理由がない。

5 控訴人ら準備書面（2） 各論 4（避難の現実的問題）への反論

（1）段階的避難を含む避難計画の円滑な実施体制

控訴人らは、段階的避難は情報提供困難で不可能である（控訴人ら準備書面（2）60～61 頁）、避難経路の確立及びその周知は必要不可欠である（控訴人ら準備書面（2）70 頁）、段階的避難によって安全が図られることが周知されていなければならない（控訴人ら準備書面（2）71 頁）などと主張する。

しかしながら、地方自治体は、段階的避難を含む避難計画の円滑な実施の

ために、平常時から避難計画に関するパンフレットを配布するなど事前の広報による住民の理解促進を図っている。また、原子力災害が発生した際には、住民への情報伝達が確実なものとなるよう、きめ細やかな情報伝達体制が整えられ、さらに円滑な避難行動のために渋滞等の交通対策も整えられている。

佐賀県は、県内の避難元市町及び避難先市町の全戸に「原子力防災のてびき」【乙 299】を配布し、ホームページ上でも公開している。このてびきには、原子力災害発生時において、どのような場合に屋内退避が実施され、避難（一時移転）へ移行されるのか、屋内退避や避難等の情報はどのように伝えられるのか、避難時の服装や持ち出し品リスト、あらかじめ定められた避難経路図、安定ヨウ素剤服用についての説明、複合災害時の対応等についてまとめられており、平常時から住民が原子力災害時の対応を正しく理解し備えるために、事前の周知が図られている。また、玄海町は、避難経路をホームページ上に公開し、全戸に避難経路図や避難所写真を掲載したパンフレットを配布している。唐津市は、集合場所や避難ルートを検索できる原子力災害対応避難ルートマップをホームページ上で公開し、全戸に原子力防災の避難に係るパンフレットを配布している。【乙 286(54頁)】

原子力災害が発生した際の住民への情報伝達については、「2（1）情報伝達体制」で述べたとおり、きめ細やかな住民への情報伝達体制が整えられている。

また、「4（2）交通・燃料供給対策」で述べたとおり、避難計画の事前の周知が図られ、避難時に正しく情報が伝わったとしてもなお、道路の渋滞等で円滑な避難が妨げられることを想定し、円滑な交通の流れを確保するため、道路渋滞の把握、交通誘導、広報、交通規制等の交通対策が行われる。

以上のように、段階的避難を含む避難計画の円滑な実施のために、住民への事前の広報により避難計画についての理解促進が図られるとともに、きめ細やかな情報伝達体制が整えられ、円滑な避難行動のために渋滞等の交通対策も講じられることになっている。情報提供や周知が困難で段階的避難は不

可能などとする控訴人らの主張は、これらの取り組みを踏まえないものであり、理由がない。

(2) 避難先が被災した場合を想定した対策

控訴人らは、避難関連施設自体が土砂災害や浸水等により被災する可能性がある、避難所の生活環境が劣悪になるなどとし、複合災害時には避難先が機能しない旨主張する（控訴人ら準備書面（2）63頁）

しかしながら、避難計画においては、避難先が被災して避難が困難となった場合を想定した対策が整えられている。

自然災害等により PAZ 内住民の避難先が使用できなくなった場合には、UPZ 外の佐賀県内避難先施設（計 497 施設）を候補として、佐賀県及び県内の市町が調整のうえ、避難先を決定する。佐賀県内において避難先が確保できない場合には、佐賀県外に避難先を確保するよう調整が行われる。原子力災害と自然災害の複合災害等が発生した場合には、他の地方自治体から佐賀県、長崎県、福岡県に対して要員や物資を支援するため、5つの応援協定が締結され、地方自治体間での支援体制が整えられている。例えば、「九州・山口9県災害時応援協定（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県）」では、人員や物資の支援のほか、避難施設や住宅の提供等の応援も行われる。また、「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定（関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、九州地方知事会（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県）」では、人員や物資の応援のほか、避難者や傷病者の受け入れ等の応援も行われる。佐賀県外の避難先を確保する際には、国、全国知事会及び上記のような応援協定を締結している九州・山口各県等と調整を行い、避難先を確保することとしている【乙 286（55、85頁）】。

以上のように、自然災害等により避難先が被災した場合においても、その状況に応じて、UPZ 外の佐賀県内施設あるいは佐賀県外の避難先を確保する

対策が講じられることになっており、その調整が円滑なものとなるよう、あらかじめ自治体間で応援協定が締結されるなど、自治体間の連携強化も図られている。自然災害等により避難先が被災し、複合災害時には避難所が機能しないとする控訴人らの主張は、これらの対策を踏まえないものであり、理由がない。

(3) 避難退域時検査の実施体制

控訴人らは、避難退域時検査場所が被災して複合災害時には機能しない(控訴人ら準備書面(2)63頁)、避難退域時検査に時間がかかり渋滞の原因となる(控訴人ら準備書面(2)59頁)などと主張する。

しかしながら、避難退域時検査場所はUPZ内の人口や避難経路等を考慮し、避難経路上にあらかじめ複数の候補地を準備しており、避難退域時検査の実施にあたっては、備蓄資機材を活用し大規模な要員を動員するとともに、必要に応じて指定公共機関の支援が行われるなど避難退域時検査を円滑に行うための体制が整えられている。

避難退域時検査場所については、UPZ内の人口や避難経路等を考慮し、避難経路上にあらかじめ複数の候補地(佐賀県12か所、長崎県10か所、福岡県42か所)を準備している【乙286(149～151頁)】。

避難退域時検査は、佐賀県、長崎県、福岡県及び原子力事業者(被控訴人を含む。以下この項において同じ。)が国、関係地方自治体、関係機関の協力のもと実施するが、原子力事業者は、備蓄資機材(サーベイメータ360台、個人線量計1,000個、全面マスク1,000個、タイベックスーツ30,000着等)を活用し、検査・除染要員として950人程度の要員を避難退域時検査場所へ動員する。さらに一時移転等の状況に応じて、検査・除染要員以外の要員(500人程度)を調整する。また、避難退域時検査の実施にあたっては、指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)は、国及び関係地方自治体からの要請に基づき、検査指導や助言等、要員及び資機材による支援を実施する。【乙286(120頁、149

～155頁)】

なお、原子力事業者は、このような避難退域時検査の資機材確保と要員派遣も含め、原子力災害時における事業者間協力の円滑な実施のため、原子力事業者 12 社（北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃）で「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」を締結し、放射線防護資機材等の物的な支援を行うとともに、環境放射線モニタリングや周辺地域の汚染検査等への人的及び物的な支援を行う体制を整備している。また、避難・一時移転等において放射線防護資機材等が不足する場合、原子力事業者は保有する資源（要員・資機材等）を最大限供給し、支援することとしている。さらに被控訴人は、関西電力、北陸電力、中国電力及び四国電力との間において、「原子力事業における相互協力に関する協定書」を締結し、さらなる支援体制の充実を図っている【乙 286（120 頁）】。

以上のように、避難退域時検査場所は避難経路上に複数の候補地をあらかじめ準備しており、避難退域時検査の実施にあたっては、備蓄資機材を活用し、大規模な要員を動員するなど避難退域時検査を円滑に行うための体制を整えており、控訴人らの避難退域時検査に時間がかかり機能しないなどとする主張は、理由がない。

(4) 避難行動要支援者・児童等への対応

控訴人らは、児童・生徒、高齢者施設等の入所者などは集団輸送が必要であり、避難先の受入条件が整っている必要があるにもかかわらず、輸送手段が整っておらず、避難行動要支援者や児童等の避難が困難である旨主張する（控訴人ら準備書面（2）63～64 頁）。

しかしながら、以下に述べるとおり、避難行動要支援者ならびに生徒や児童等の避難体制は構築されており、輸送能力も確保されている。

① 避難行動要支援者への対応

PAZ 内の医療機関（1施設）及び社会福祉施設（7施設）については、全ての施設で避難計画が策定され、避難先となる災害拠点病院（1施設¹²）と避難先施設（特別養護老人ホーム8施設と避難所5施設）が確保されている。なお、医療機関については、入院患者の状況等を踏まえ、佐賀県が避難先となる災害拠点病院を選定している。なんらかの事情であらかじめ定められた避難先施設が活用できない場合には、佐賀県が受入先を調整する【乙 286（27頁）】。

PAZ 内の在宅の避難行動要支援者については、集合場所（計 28 か所）から避難所（計 19 施設）への移動は支援者の車両や自治体が確保するバスや福祉車両で避難し、その後福祉避難所へ移動が必要な者は、避難所で指定された近隣の福祉避難所（124 施設）へ移動する。玄海町及び唐津市は、支援者の有無をあらかじめ把握しており、支援者がいない場合には、行政職員、自治会、消防団員等が支援して避難することとしている。【乙 286（28～29頁）】

UPZ 内の医療機関（佐賀県 56 施設、長崎県 21 施設、福岡県 2 施設）及び社会福祉施設等（佐賀県 230 施設、長崎県 67 施設、福岡県 6 施設）については、全ての施設で避難計画が策定されており、一時移転等が必要になった場合は、それらの避難計画に基づき一時移転等を実施する。UPZ 内の医療機関や社会福祉施設等には、あらかじめ避難先（医療機関は、佐賀県 282 施設、長崎県 358 施設、福岡県 25 施設、社会福祉施設等は、佐賀県 288 施設、長崎県 73 施設、福岡県 37 施設）が確保されている。なんらかの事情であらかじめ定められた避難先が活用できない場合は、佐賀県、長崎県又は福岡県が受入先を調整する。【乙 286（65～70頁）】

¹² 控訴審準備書面 1 (32 頁)において、災害拠点病院を「7施設」と記載したが、正しくは「1施設」である。

UPZ内の在宅の避難行動要支援者については、一時移転等が必要となった場合は関係市町が準備した避難先（佐賀県、長崎県、福岡県内で合計708施設）に一時移転等を行い、介護ベッド等が必要な場合等、必要に応じ福祉避難所（佐賀県124施設、長崎県428施設、福岡県132施設）へ移動する。同居者や支援者に対して屋内退避や一時移転の連絡が取れない場合は、関係市町職員や消防団員等が屋内退避や一時移転の協力を実施する【乙286（61、71頁）】。

② 児童等への対応

PAZ内の小中学校（2施設）及び保育所（3施設）については、全ての施設で避難計画が策定され、あらかじめ避難先施設（5施設）が確保されている。警戒事態になった時点で小中学校及び保育所は授業等を中止し、児童等を保護者へ引き渡すが、引き渡しができない児童等は、施設敷地緊急事態になった場合、教職員等とともに佐賀県・市町が手配したバス等で避難先施設へ移動し、避難先施設において保護者へ引き渡す。【乙286（26頁）】

UPZ内の学校・保育所等（佐賀県189施設、長崎県86施設、福岡県14施設）については、警戒事態となった時点で生徒・児童等の帰宅もしくは保護者への引き渡しを開始する。引き渡しができなかった生徒・児童等は、全面緊急事態に至った場合には屋内退避を実施し、一時移転等の指示が出た場合は避難先において保護者へ引き渡す。学校・保育所等は、生徒・児童等の帰宅状況や屋内退避状況について、随時災害対策本部と連携を図ることとなっている【乙286（64頁）】。

③ 輸送能力の確保

住民を輸送する際に必要となる輸送能力については、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の各段階で必要となる車両を確保している。

施設敷地緊急事態となった場合には、必要となる想定台数（バス64台、福祉車両24台）を、玄海町、唐津市、社会福祉施設、被控訴人等が配備

する車両のほか、佐賀県と一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会の間の協定に基づく車両によって確保する。

さらに事態が進展して、全面緊急事態となった場合には、自家用車で避難できる者は自家用車で避難所へ避難するが、自家用車による避難が困難な者については、あらかじめアンケート調査で人数が把握されており、全面緊急事態が発生した時に必要となる想定台数（玄海町バス 11 台、唐津市バス 13 台）を前述の協定に基づき確保する。また、同協会の協力により、更に余裕を持った車両台数と運転手を確保することとしている【乙 286 (30～33 頁、41～52 頁)】。

各県の輸送手段では不足する場合には、他県との応援協定に基づき、隣接県から輸送手段を調達する。それでも対応が困難な場合には、原子力災害対策本部からの依頼により、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し協力を要請することにより必要な輸送能力を確保する。また、不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合は、関係自治体の要請により、全国の実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）が支援することとなっている【乙 286 (72 頁)】。

以上のように、避難行動要支援者については、医療施設や社会福祉施設ごとにあらかじめ避難先が確保され、在宅の避難行動要支援者についても避難所や福祉避難所へ避難する体制が整えられている。生徒や児童等についても、警戒事態という早い段階で引き渡しを実施するが、それができなかった場合も想定して防護措置が講じられることになっている。また、必要な輸送能力を確保できるよう対策がなされており、不測の事態で輸送能力が不足する場合等も想定し、他県との応援協定や国によるバックアップ体制が整えられている。

避難行動要支援者や児童等の避難が困難であるとの控訴人らの主張は、これらの取り組みを正解しないものであり、理由がない。

6 控訴人ら準備書面（2） 受入先・救援者側の問題への反論

（1）避難先が受入れ困難となった場合の対策

控訴人らは、大規模災害時には受入先市町村でも避難者が発生している可能性があり、人的リソース等の負荷が発生する旨主張する（控訴人ら準備書面（2）64～65頁）。

しかしながら、受入先が受入れ困難な場合や避難所が不足する場合には代替の避難先施設を調整する体制が整えられているとともに、人的リソースや物資の不足が生じた場合には、あらかじめ自治体間で締結されている応援協定を活用して幅広い応援の調整が行われる。

避難先施設が受入れ困難となった場合には、その状況に応じて、代替の避難先施設が調整されるとともに、あらかじめ自治体間で締結された応援協定に基づき避難施設や住宅の提供等の応援の調整が行われることは「5（2）避難先が被災した場合を想定した対策」で述べたとおりである。

人的リソースや食料等の必要な物資の不足についても、自治体間の応援協定に基づいて応援がなされる。例えば、「九州・山口9県災害時応援協定」においては、以下のような幅広い応援内容が含まれており、受入先の被災等により要員や物資の不足等が生じた場合には、その状況に応じて応援の調整が行われる。

- ① 職員の派遣
- ② 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③ 避難施設及び住宅の提供
- ④ 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ⑤ 医療支援
- ⑥ 物資集積拠点の確保
- ⑦ 災害廃棄物の処理支援
- ⑧ その他応援のため必要な事項

また、感染症の予防や医療に関するものとして、以下の応援も含まれる。

- ① 検体検査

② マスク、防護服等の医療資機材の提供

③ その他応援のため必要な事項【乙 286 (85 頁)】

上記「九州・山口 9 県災害時応援協定」に限らず、「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」、「原子力災害時の相互応援に関する協定」、「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定」においても、必要な要員の派遣、食料や生活物資の提供、原子力防災資機材の提供、輸送手段の確保等の応援内容が盛り込まれており、仮に自然災害等により避難先施設に場所や物資、人的リソースの不足が生じたとしても、これらの協定を活用して、他の自治体から幅広い応援が調整される。

以上のように、避難先が自然災害等で被災し受入れが困難となった場合や避難所が不足する場合は、その状況に応じて代替の避難先施設の調整が行われ、仮に受入先の要員や物資の不足が生じた場合には、あらかじめ自治体間で締結されている応援協定を活用して、他の自治体から幅広い応援がなされることになっており、控訴人らの、受入先市町村が被災した場合は避難の受入れが困難であるとの主張はこれらの取り組みを正解しないものであり、理由がない。

7 控訴人ら準備書面（4） 感染症流行下での避難に関する主張への反論

控訴人らは、市民団体が実施した避難受入先自治体へのアンケート結果を引用し、感染症の状況下では避難してくる住民を安全に受け入れる体制が整っておらず、原子力防災計画の実効性がない旨主張する（控訴人ら準備書面（4）4～5 頁）。

しかしながら、避難先が受入れ困難な場合や避難所が不足する場合には、代替の避難先施設を調整する体制が整えられている。また、感染症流行下の防護措置を明確化するため、「玄海地域の緊急時対応」が改定されているとともに、感染症対策に重点を置いた原子力防災訓練も実施されるなど、今般の

新型コロナウイルスの状況を踏まえ、避難計画の充実強化に向けた取り組みが行われている。

自然災害に限らず何らかの理由で避難先が受入れ困難となった場合や避難所が不足する場合は、「5（2）避難先が被災した場合を想定した対策」で述べたとおり、その状況に応じて、UPZ 外の佐賀県内施設あるいは佐賀県外の避難先施設が調整されることとなっている。さらに、避難者の受入れ、物資提供、医療支援も含めた幅広い自治体からの応援を受けるために、あらかじめ自治体間で応援協定が締結され自治体間の連携強化も図られている。

「玄海地域の緊急時対応」は、今般の新型コロナウイルスの状況を踏まえ、感染症等の流行下における各種防護措置の具体化を図るため、令和3年7月20日に改定されている。感染症の流行下において原子力災害が発生した場合には、避難等の各種防護措置と感染防止対策とを可能な限り両立させるが、災害時には差し迫った危機から命を守ることが最優先であり、その避難に猶予がなく身体・生命に危機が迫った場合は、感染症の流行下にあっても躊躇なく避難を行うこととした。具体的な対策としては、避難または一時移転を行う場合は、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施し、また、原子力災害の発生状況、感染拡大の状況、避難車両や避難所等の確保状況などその時々状況に応じて、車両や避難所を分ける又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど柔軟に対応することとした。また、屋内退避時には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については屋内退避の指示が出されている間は原則行わず、また自然災害により指定避難所等で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市町が開設する近隣の別の指定避難所等やあらかじめ定められている UPZ 外の避難先へ避難することとした。【乙 289】

原子力防災訓練についても、佐賀県では、令和2年度原子力防災訓練において感染症対策に重点を置いた訓練が行われ【乙 291】、令和3年度でも感染

症流行下における地震と原子力災害の複合災害という想定で訓練が行われている【乙301】。

このように、今般の新型コロナウイルスの状況を踏まえ、感染症流行下における防護措置を明確にするため玄海地域の緊急時対応の充実強化が図られるとともに、感染症対策に重点を置いた原子力防災訓練が行われるなど、感染症流行下においても避難や一時移転が円滑なものとなるよう、避難計画の改善の取り組みが行われている。

以上のように、避難先が受入れ困難な場合や避難所が不足する場合には、代替の避難先施設を調整する体制が整えられるとともに、感染症流行下においても避難や一時移転が円滑なものとなるよう、避難計画の充実強化に向けた取り組みが行われている。感染症の状況下では住民を安全に受け入れる体制が整っておらず、原子力防災計画の実効性がないとの控訴人らの主張は、これらの取り組みを正解しないものであり、理由がない。

第4 まとめ

以上のとおり、玄海地域における避難計画については、我が国の法制度の下、関係自治体によって実効性のあるものが策定され、原子力防災訓練の実施や、訓練により明らかとなった課題や新たな知見を踏まえた地域防災計画の見直しなど、避難計画の一層の充実に向けた取り組みもなされている。

控訴人らの主張は、第3で述べたおり、これらの取り組みを踏まえずなされたものであり、いずれも理由がない。

もつとも、安全や防災の追求は不断に行うべきものであり、被控訴人においても、避難計画の実効性向上に寄与すべく、取り組み内容の一層の改善、充実に努める所存である。

以上